

令和7年度 第1回 児童発達支援部会会議次第

(日 時) 令和7年7月9日(水) 午後1時30分～3時30分
(開催方法) 会議アプリ「ZOOM」

ミーティングID：729 848 3809 パスワード：020512

1 開 会

2 あいさつ及び自己紹介

3 一般社団法人長野県知的障がい福祉協会について

(1) 「協会が大切にしてきた思い」(協会会長 小松敏幸)

(2) 「協会の活動について」(協会事務局長 稲田裕子)

4 部会長、副部会長について

5 令和7年度児童発達支援部会の活動について

期 日	内 容
7月9日(水)	令和7年度事業計画、情報交換
9～10月	事業所見学と事例共有、情報交換
11月25日(火)	長野県よりの障がい児通所支援に関わる行政説明と意見交換 (講師：長野県健康福祉部 障がい者支援課 施設支援係 上條 氏)
1月27日(火)	令和8年度事業計画、情報交換

6 意見交換等

7 閉 会

令和7年度 第1回児童発達支援部会 参加者名簿

No.	法人名	事業所名	氏名	職名
1	小諸学舎	しののめ作業所	土屋 信幸	管理者
2	小諸学舎	しののめ作業所	幸田 直子	支援スタッフ
3	小諸学舎	佐久広域連合障害者相談支援センター	竹中 正文	障がい児コーディネーター
4	小諸学舎	みゆき生活舎	大塚 淑子	主任生活支援員
5	小諸学舎	塩野生活舎	佐藤 仁美	生活支援員
6	小諸学舎	小諸学舎	矢島 克美	発達障がいサポートマネージャー
7	小諸学舎	小諸市ひまわり園	小松 よし江	園長
8	小諸学舎	小諸市ひまわり園	関 貴文	主任児童指導員
9	小諸学舎	小諸市ひまわり園	山口 めぐみ	保育士
10	小諸学舎	小諸市ひまわり園	清水 麻奈加	保育士
11	長野県社会福祉事業団	長野県信濃学園	藤原 香澄	所長
12	かりがね福祉会	ミライエ	和久井 翔太	事業所主任
13	株式会社シーシー・アッシュ	わくわくキッズルーム佐久平	井出 協子	児童発達支援管理責任者
14	合同会社さくらぼ	さくだいらキッズらぼ小諸教室	篠原 彩香	児童発達支援管理責任者
15	合同会社さくらぼ	さくだいらキッズらぼ小諸教室	新津 はるみ	保育士
16	合同会社さくらぼ	さくだいらキッズらぼ岩村田教室	樋口 沙美	児童発達支援管理責任者兼管理者、保育士
17	合同会社さくらぼ	さくだいらキッズらぼ岩村田教室	清水 美樹	保育士
18	NPO法人四季	児童発達支援センターなないろ軽井沢	青井 真由美	施設長
19	NPO法人四季	児童発達支援センターなないろ軽井沢	黒澤 星路	児童発達支援管責任者
20	株式会社Integrity	いっぽ。	藤沢 萌々香	管理者 児童発達支援管理責任者
21	株式会社Integrity	らんぷ。	小林 泉	管理者
22	株式会社Integrity	いつも。	牧村 綾香	管理者
23	しらかばの会	ぽっかぽか	大藤 恵	児童発達支援管理者
24	夢工房福祉会	放課後等デイサービスみんなのムム	藤沢 洋彰	管理者
25				
26				
	9法人	17事業所		



令和7年7月9日 児童発達支援部会資料

知的障がいのある方との関りについて

一般社団法人長野県知的障がい福祉協会 会長 小松 敏幸

はじめに

一般社団法人長野県知的障がい福祉協会は、長野県精神薄弱者愛護協会として、昭和48年4月、知的障がい児者の福祉増進と施設職員の資質向上を図り、もって地域福祉に貢献することを目的として設立されました。設立趣意書には、「われわれ知的障がい施設関係者は、将来のあるべき姿と果すべき役割りを明確に認識し、従来ややもすればおち入りがちであった収容隔離的保護の色彩を徹底して払拭し、高度の治療教育機関としての施設づくりを、社会一般との緊密な連繋のもとに実践してゆく。」と固い決意が述べられています。その後、施設を取り巻く環境も大きく変わり、障害者の重度・重複化、高齢化、長期滞留化等の課題に対応しつつ、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう、個人の選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、個人の自立した生活を総合的に支援するための地域福祉の充実を図る」ために誠実な歩みを進めてきました。

児童発達支援部会の再開について

昭和48年に長野県精神薄弱者愛護協会として発足した当協会においては、平成23年度までは、児童の入所部門と通所部門に分かれて活動を行っていました。その後、平成24年度の児童福祉法の大幅な改正や令和5年度の子ども家庭庁の設置などに見られる様に、障がい児福祉の抱える課題に対する関心が高まっています。

振り返ると、私たちは、発達障がいや強度行動障がいという言葉が生まれる以前から、「知的障がいであって理解しがたい行動が伴う者への支援」を児童期から成人期へと継続して実践してきました。そのような現状を踏まえ、協会として児童福祉に様々な視点から社会貢献する使命を再認識し、準備期間を経て、令和7年度より障がい児福祉の様々な課題を考える活動（児童発達支援部会）を再開することとしました。

社会保障制度

〔目的〕 国民の安心や生活の安定を生涯にわたって支えるセーフティネット

社会保険	公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、雇用保険制度
社会福祉	児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害福祉
公的扶助	生活保護制度
保健医療 公的扶助	母子保健、予防接種、公害防止

※介護保険適用除外施設：障害者支援施設、救護施設、医療型障害児入所施設 等

(引用文献)「社会保障制度とは何か」(厚生労働省)

長野県における発達障がいに関する実態

(令和6年8月31日現在)

	LD (学習 障害)	ADHD (注 意欠陥多 動性障害)	ASD (自閉 症スペク ラム障害)	その他(複 数の発達 障がい・ ODD)	合 計
小学校	228	863	3,231	2,467	6,789
中学校	273	640	1,737	1,347	3,997
高等学校	144	419	640	991	2,194
合 計	645	1,922	7,530	4,805	12,980

複数の発達障がいの診断等を受けている生徒数は毎年増加

○小・中・義務教育全体における発達障がいの診断・判定を受けている生徒の割合は7.45%

○高校における発達障がいの診断・判定を受けている生徒の割合は5.29%

協会の歩み

昭和9年10月	日本精神薄弱児愛護協会設立 昭和47年 財団法人認可 平成11年 日本知的障害者福祉協会に名称変更 平成25年 公益財団法人に移行
昭和48年4月	長野県精神薄弱者愛護協会設立 平成 4年 社団法人認可 平成25年 一般社団法人に移行 平成26年 知的障がい福祉協会に名称変更

協会の目的

私たちの法人は、知的障がいのある人の人格を尊重しつつ、会員相互の連携の基に、社会福祉の向上のための知識の普及及び啓発、障がいのある人に対する支援等を行うことにより、知的障がい福祉の増進に寄与することを目的としています。

Social Well-being

「自分が属する集団・社会との関係性の質」
に焦点が当てられています。



シンボルマークについて

私たちが加盟する全国知的障害者福祉協会のシンボルマークである鳩は、長野県知的障がい福祉協会においても平和の象徴として親しまれてきました。そこで、その鳩をモチーフとして、図案化しました。

平和の使者であるハトが、幸福をもたらすオリーブという贈り物を携えて、羽ばたき多くの人々に届ける姿は、知的障がい福祉の充実・推進が多くの人々を幸せに誘う、わたしたちの活動を象徴しています。



知的障がいの標記について

かつて、精神遅滞の訳語を当て、MR (Mental Retardation) という標記が使われていましたが、現在、精神遅滞から知的障がいへの流れは決定的となり、ID (Intellectual Disability) という標記が一般的となっている。この流れは、知的障がいを個人にそなわった特性としてではなく、個人と環境との相互作用の中で現れる制約として理解しようとする意識変革を象徴しています。



倫理綱領

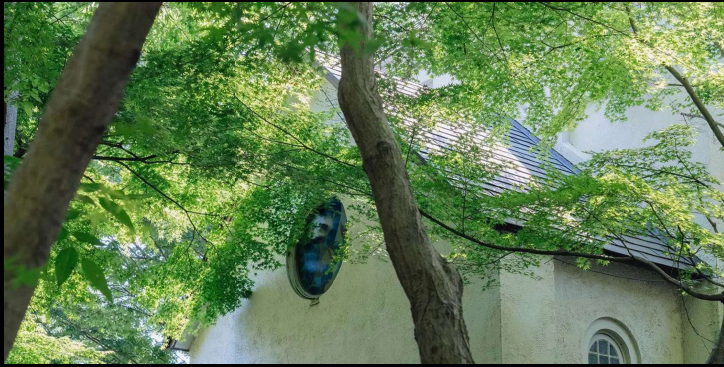
知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

- 1 生命の尊厳 2 個人の尊重 3 人権の擁護
4 社会への参加 5 専門的な支援

公益財団法人日本知的障害者福祉協会



「滝乃川学園 & 聖三一礼拝堂」



「いと小さき者の一人になしたるは、
すなわち、我（キリスト）になしたる
なり」（マタイ、25-40）

社会福祉法人滝乃川学園は1891年に
キリスト教精神に基づき石井亮一が創
設した、日本初の知的障害児者のため
の福祉施設です。



「滝乃川学園ホームページより」

「専門職」

<専門職 (PROFESSION)>

西欧 ⇒ 宗教家 (魂を守る)

医師 (健康を守る)

弁護士 (正義を守る)

＊語源は、PROFESS(＝神の前で告白する・誓う)

<専門職の定義>

「学識(科学または高度の知識)に裏付けられ、それ自身一定の基礎理論を
持った特殊的技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づい
て不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求
に応じて具体的奉仕活動を行い、よって、社会全体の利益のために尽くす職
業である。」(石村善助)

知的障害者の権利宣言

- ① 他の人間と同等の権利。
- ② 適当な医学的管理及び物理療法並びにその能力と最大限の可能性を発揮せしめ得るような教育、訓練、リハビリテーション及び指導を受ける権利。
- ③ 経済的保障及び相当な生活水準を享有する権利。また、生産的な仕事を遂行し、又は自己の能力が許す最大限の範囲においてその他の有意義な職業に就く権利。
- ④ 家族又は里親と同居し、各種の社会生活に参加する。同居する家族は扶助を受ける。施設においては、できるだけ通常の生活に近い環境においてこれを行う。
- ⑤ 自己の個人的福祉及び利益を保護するために資格を有する後見人を与えられる権利。
- ⑥ 搾取、乱用及び虐待から保護される権利
- ⑦ 権利の制限又は排除のために援用された手続はあらゆる形態の乱用防止のための適当な法的保障措置。

〔参考文献〕知的障害者の権利宣言(1971年12月20日第26回国連総会決議)

知的障害の定義について

知的障害 (ID: intellectual disability)

知的機能の
明らかな制約



思考と学習、推
論と計画、経験
からの学習など

適応行動の
明らかな制約



概念的スキル
社会的スキル
実用的スキル

発達期の
発症



知的機能とて適応行
動の両方に明らかな
制約が22歳に達する
までに現れる

※長期にわたる適切な個別支援によって、
生活機能は一般的に改善する。

〔参考文献〕日本発達障害連盟、2024、「AAIDD知的障害マニュアル-第12版-」福村出版

障がい福祉では支援者のまなざしのありようが問われる

自身の障がいを認知する



他者のまなざし・態度



外見よりも人格的な価値、たとえば親切さ、知恵、努力、人との協力性などの内面的な価値の方が人間としてより重要なのだという認識



障がいのある人を受容

自分と異なることよりも、同じものに目を向けたい。

(参考資料:①上田敏著、2005、「ICFの理解と活用～人が生きること、生きることの困難をどうとらえるのか」、萌文社)
②上田敏著、1980、「障害の受容—その本質と諸段階について—」、総合リハ8巻7号

おわりに



関わる人々が地域の中で、
見守られ支え合いながら心身
共に健やかに、伸びやかに生
活し続けられる環境を整え、
見守っていききたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会 主な検討事項(案)

こどもまんなか
こども家庭庁

主な検討事項（案）

現状と課題

- 障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。
- 令和4年の改正児童福祉法においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。
- 一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

主な検討事項（案）

主な検討事項（案）

1. 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてどのような生活を目指すのか。
2. 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
3. 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
4. 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
5. 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
6. その他

2

主な検討事項（案）

障害児入所施設に入所する障害児の状態像

- 障害児入所施設に入所する障害児の家庭には、保護者・養育者が支援を要する状態にあり（配偶者と死別／虐待傾向にある／疾病を抱えている／入院している／障害等がある）、保護者・養育者自身のウェルビーイングが保障されていない場合もある。
- 障害児入所施設に入所する障害児は、入所前の家庭や学校等で過ごす環境、虐待などの逆境体験、誤学習等の経験や体験が、本人の状態に大きく影響し、様々な状態を発現させている。
- 障害児入所施設に入所する障害児の状態像については、知的障害73.3%、自閉スペクトラム症28.6%、重症心身障害23.3%の順に多くなっている。（※1）
- 措置によって障害児入所施設に入所する児童と児童養護施設等の社会的養護関係の施設に入所する児童の状態像が一部重なりつつある。
 - ・ 児童養護施設等で多くの障害児を受け入れている現状。心身の状況について、「該当あり」が、児童養護施設では42.8%（知的障害14.0%、ADHD13.3%、自閉症スペクトラム11.9%の順に多くなっている）、里親では29.6%、ファミリーホームでは51.2%となっている。（※2）
 - ・ 児童養護施設では、虐待経験ありが71.7%、障害児入所施設でも、虐待経験ありが41.2%となっている。（※2）

【出典】

（※1）こども家庭庁支援局障害児支援課調べ 障害児入所施設に入所する18歳以上の者の移行調整の進捗状況に係る調査（令和5年4月1日現在）

（※2）こども家庭庁支援局家庭福祉課・障害児支援課 令和4年度児童養護施設入所児童等調査（令和5年2月1日現在）

3

主な検討事項（案）

検討事項(案)1

1. 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについて、どのような生活を目指すのか。

【主な論点】

- ① 障害児入所施設での暮らしについて
 - 福祉型、医療型それぞれにおいて、どのような生活を保障していくのか。
- ② 施設の小規模化に対応した家庭的養育の推進について
 - 施設の小規模化が進む中で、更に家庭的な生活を目指す観点から、どのような方策が考えられるか。
- ③ ケアニーズが高い児童の対応について
 - 被虐待児や強度行動障害を有する児等、ケアニーズが高い児童への更なる支援の強化についてどう考えるか。
- ④ 障害児入所施設の入所児童の日中の育ちと暮らしの充実について
 - 入所中の重症心身障害児の日中活動の充実についてどのように考えるか。
- ⑤ 意思決定支援について
 - 障害児入所施設における意見表明の推進をどう考えるか。
- ⑥ 予防的な障害児入所施設の利用について
 - こどもの状態像に関わらず、家族のウェルビーイングを保障し、安定した在宅生活を継続できるようにするために障害児入所施設の機能をどのように活用できるか。

主な検討事項（案）

検討事項(案)2

2. 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について検討し、整理する。

【主な論点】

- ① 基本報酬と基準の統一化について
 - 福祉型の施設類型(知的・自閉・盲ろう・肢体不自由)についてどう考えるか。
 - 医療型の施設類型(重症心身障害・肢体不自由・自閉)についてどう考えるか。
- ② 新たな施設類型の創設について(障害児グループホーム(仮称)の創設)
 - 入所児童が減少し定員の規模を小さくする、もしくは児者転換を行い障害児入所施設がなくなる地域が出てきている中、住み慣れた地域で入所施設と同様の育ちと暮らしの支援が受けられるような仕組みについてどのように考えるか。

検討事項(案)3

3. 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。

【主な論点】

- ① 家族支援の機能について
 - 障害児入所施設における家族支援について、推進していくためにどのような方策が考えられるか。
 - 段階的な家庭復帰の仕組みについてどのように考えるか。

主な検討事項（案）

検討事項(案)4

4. 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。

【主な論点】

- ① 障害児及び家族の在宅生活の支援
 - 入所の機能を活かした在宅の支援としてどのようなことが考えられるか。
 - 障害児入所施設の資源を活用した短期入所の在り方についてどう考えるか。
 - 地域の他の関係機関が障害児入所施設の機能を活用するためにはどのような方策が考えられるか。
 - 児童発達支援センター等と連携して在宅の支援を行う場合、どのような取組が考えられるか。
- ② 移行支援について
 - 入所する児童の移行後のアフターケアについてどのような取組が必要と考えるか。

検討事項(案)5

5. 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。

【主な論点】

- ① 児童養護施設等に対するサポート
 - 児童養護施設等においても多くの障害児が入所している現状を踏まえ、児童養護施設等を利用する障害児がより適切な専門的支援を受けるために、障害児入所施設がどのような取組を行うことができるか。
 - 措置児童について、本人等の希望等により、障害児入所施設から児童養護施設等、児童養護施設等から障害児入所施設に措置変更を行う場合、どのような取組が考えられるか。

6

主な検討事項（案）

検討事項(案)6

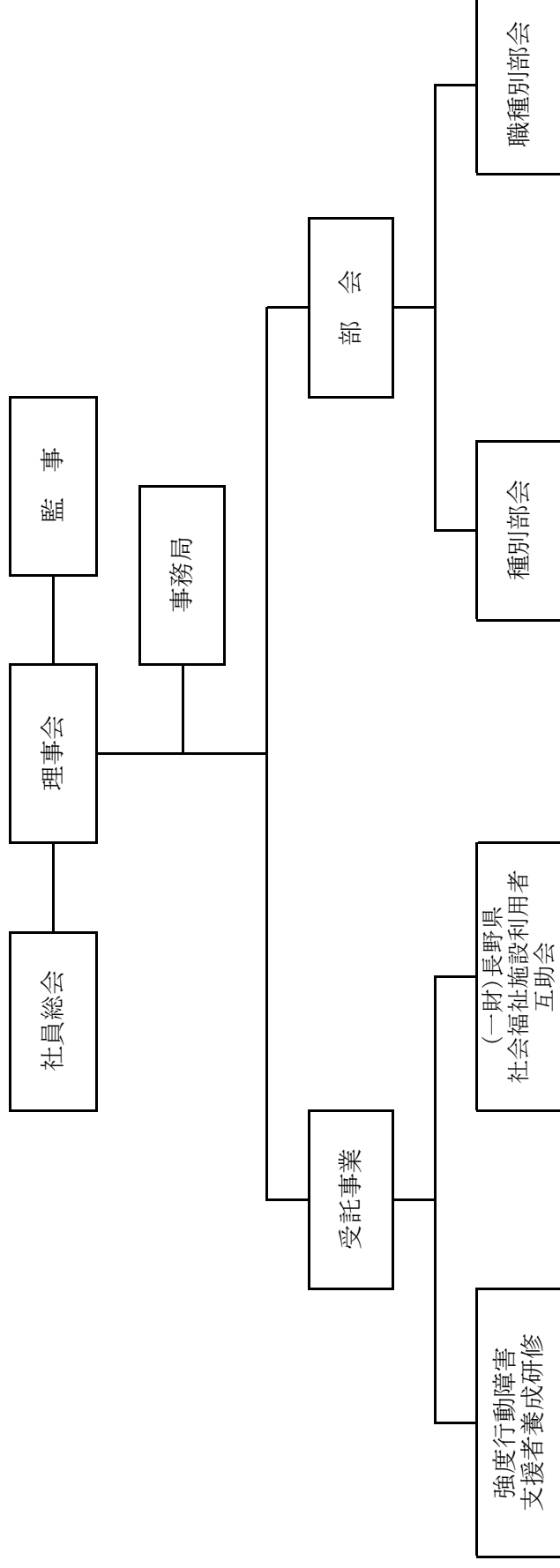
6. その他

【主な論点】

- ① 障害児入所施設の名称の変更
 - 福祉型、医療型それぞれの名称について改めてどう考えるか。
- ② 障害児入所施設の事業の透明化について
 - 自己評価の導入についてどう考えるか。
- ③ 措置と契約の対象者の再整理について
 - 措置と契約の対象者の再整理についてどう考えるか。
- ④ 障害児入所施設で一時保護の際の教育機関との連携等について
 - 一時保護の期間中の日中の過ごし方についてどう考えるか。
- ⑤ 災害時の対応について
 - 大規模災害時における障害児入所施設の地域への関与の仕方についてどう考えるか。

7

一般社団法人長野県知的障がい福祉協会 組織図



(種別部会) 児童発達支援部会、地域支援部会、障害者支援施設部会、日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会、相談支援部会

(職種別部会) 支援スタッフ部会(サービス提供責任者、サービスマネジメント、支援員、保育士、看護師、栄養士、児童指導員、職業指導員、事務員)

(委員会) 必要に応じて開催する(権利擁護委員会、危機管理委員会)

協会活動にあなたも…

知的障がいのある人たちの

人間としての尊厳が守られ

豊かな人生が自己実現できることを願って

～(公財) 日本知的障害者福祉協会「倫理綱領」より～

一般社団法人長野県知的障がい福祉協会は、1973 年(昭和 48 年)4 月に設立され、1992 年(平成 4 年)4 月に社団法人の認可を受け、2014 年(平成 26 年)4 月に一般社団法人に移行しました。

現在、長野県下の知的障がい福祉に関わる 200 近い事業所(社会福祉法人、NPO 法人、株式会社等)に加入していただいています。(主な障がい福祉サービス事業所：障害者支援施設、生活介護、共同生活援助事業、就労継続支援 A・B 型等)

また、令和 7 年度からは、児童発達支援の課題に取り組み始めますので、障がい児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)に取り組まれている事業所やこれから取り組まれようと考えている皆さんの加入もお待ちしています。

<長野県知的障がい福祉協会の目的>

本協会は、知的障がいのある人の人格を尊重しつつ、会員相互の連携の下に、社会福祉の向上のための知識の普及及び啓発、障がいのある人に対する支援等を行うことにより、知的障がい福祉の増進に寄与することを目的としています。

<協会の主な事業>

- ・ 知的障がい福祉の向上のための調査研究を行い、報告する。
- ・ 知的障がい福祉の向上のための知識の普及及び啓発活動を行う。
- ・ 地域社会における知的障がいのある人の支援体制の整備を促進する。
- ・ 知的障がいのある人が利用する事業所に対する支援事業を行う。
- ・ 関連機関並びに関係団体と連携し、知的障がい福祉の向上に寄与する。
- ・ 地震、噴火等の自然災害により事業所が被災した知的障がいのある人が利用する事業所へ必要な支援を行う。
- ・ 長野県より委託を受け、強度行動障がい支援者養成研修を実施、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する強度行動障がい支援者を養成する。
- ・ 知的障がい福祉に顕著な業績を残した者を表彰する。

<令和7年度の重点項目>

- (1) 様々な機会を通して、関連諸団体との連携を図り、知的障がい福祉向上のための知識の普及及び啓発活動を行う。
- (2) 先人の知恵と実践に学び、知的に障がいのある方のあるべき姿と職員の果たすべき役割について模索する。
- (3) 会員相互の更なる連携とこの法人の発展・活性化を図るため、従来の各種会議等の再編により、柔軟な会議運営を行う。
- (4) 今後の歩みを進めるにあたり、この法人の活動実績を振り返り、資料として整理する。

啓発活動

「知的障がいのある人の福祉」を長野県民に広く知っていただくために、福祉大会を開催します。常にホームページで最新の情報を提供しています。

会員相互の連携

「知的障がい」について多く学び、協会全体で連携しています。また、事業所の種類ごとに部会・委員会を設け、広く活動しています。

知的障がい福祉の充実のため、一緒に活動しませんか？

長野県知的障がい福祉協会では、年間を通して本会の目的に賛同し、一緒に活動に参加していただける正会員(団体)もしくは賛助会員(個人)を募集しています。

協会の概要や入会の手続きについて等の詳細は、当協会ホームページをご覧ください、協会事務局にお問い合わせください。また、合わせて、当協会が加盟する上部団体「日本知的障害者福祉協会」のホームページ(<http://www.aigo.or.jp/>)もご覧ください。

【お問い合わせ先】一般社団法人長野県知的障がい福祉協会

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 長野保健福祉事務所庁舎内
TEL:026-225-0704 FAX:026-225-0714
MAIL:na-chifuku@deluxe.ocn.ne.jp <https://www.na-chifuku.net>





一般社団法人長野県知的障がい福祉協会

第44回 長野県知的障がい福祉大会

協会創立半世紀を記念した メモリアル大会

～改めて「福祉の心」について考えます～

参加費
無料

限定
240名様

と き：令和7年10月21日(火) 12:45～14:30

会 場：善光寺本坊大勧進 紫雲閣

(〒380-0851 長野県長野市元善町 492)

参加者：関係機関・団体・施設などの職員、
障がいのある方の家族、一般県民 他

＜主催：一般社団法人長野県知的障がい福祉協会＞

＜共催：一般財団法人長野県社会福祉施設利用者互助会＞

＜後援：長野県（予定）、長野市（予定）＞

＜当日のタイムスケジュール＞

12:00～12:30

受 付：受付した方より、会場にお入りいただきます。

12:45～13:00

開 式：開式後は、会場への入場ができません。受付時間終了までには必ず会場にお越しください。

13:00～14:30

講 話：善光寺大勧進 貫主の栢木寛照氏より、「慈しみのこころ」をテーマに講話いただきます

14:30

閉 式

～会場について～

- ・会場の都合上、240名限定とします。
- ・会場は畳の部屋です。参加者の皆さんは畳に直接座って講話を聴いていただきます。座布団等、必要な方はご持参ください。
- ・会場内のトイレは和式のみになりますが、会場外には多目的トイレ、洋式トイレがあります。

～駐車場について～

- ・お車でお越しの場合は、会場周辺の有料駐車場をご利用いただくことになります。極力、乗り合わせや公共交通機関を利用してお越しいただきますようお願いいたします。

<大会長あいさつ>

常日頃、知的に障がいのある方々と向き合う私たちの実践は、ともすれば目先の知識や技術に一喜一憂してしまい、大切にしなければならぬ「福祉の心」つまりやさしい心づかいを忘れがちになってしまいます。今回、信州善光寺で、福祉のお話をお聞きするご縁を頂きました。大切な一時に感謝しながら、心と行いのありようについて、静かに足元を振り返りたいと思います。そして、多くの気づきを得ることで、明日から地に足の着いた力強い一步を踏み出していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人長野県知的障がい福祉協会 会長 小松 敏幸



<講話テーマ>

「慈しみのこころ」

善光寺住職 大勸進貫主

か や き かんしょう

栢木 寛照 氏

昭和 21 年 滋賀県甲賀氏水口町出身

昭和 43 年 比叡山無動寺にて叡南寛照大僧正
(北峯千日回峰行大行満大阿闍梨)
のもと出家し叡山学院で学ぶ

昭和 50 年 金乗院住職拝命

平成 21 年 天台宗特別功労賞受賞

平成 27 年 善光寺本坊大勸進副住職拝命

令和 4 年 善光寺本坊大勸進住職拝命

令和 7 年 第 49 回正力松太郎賞受賞

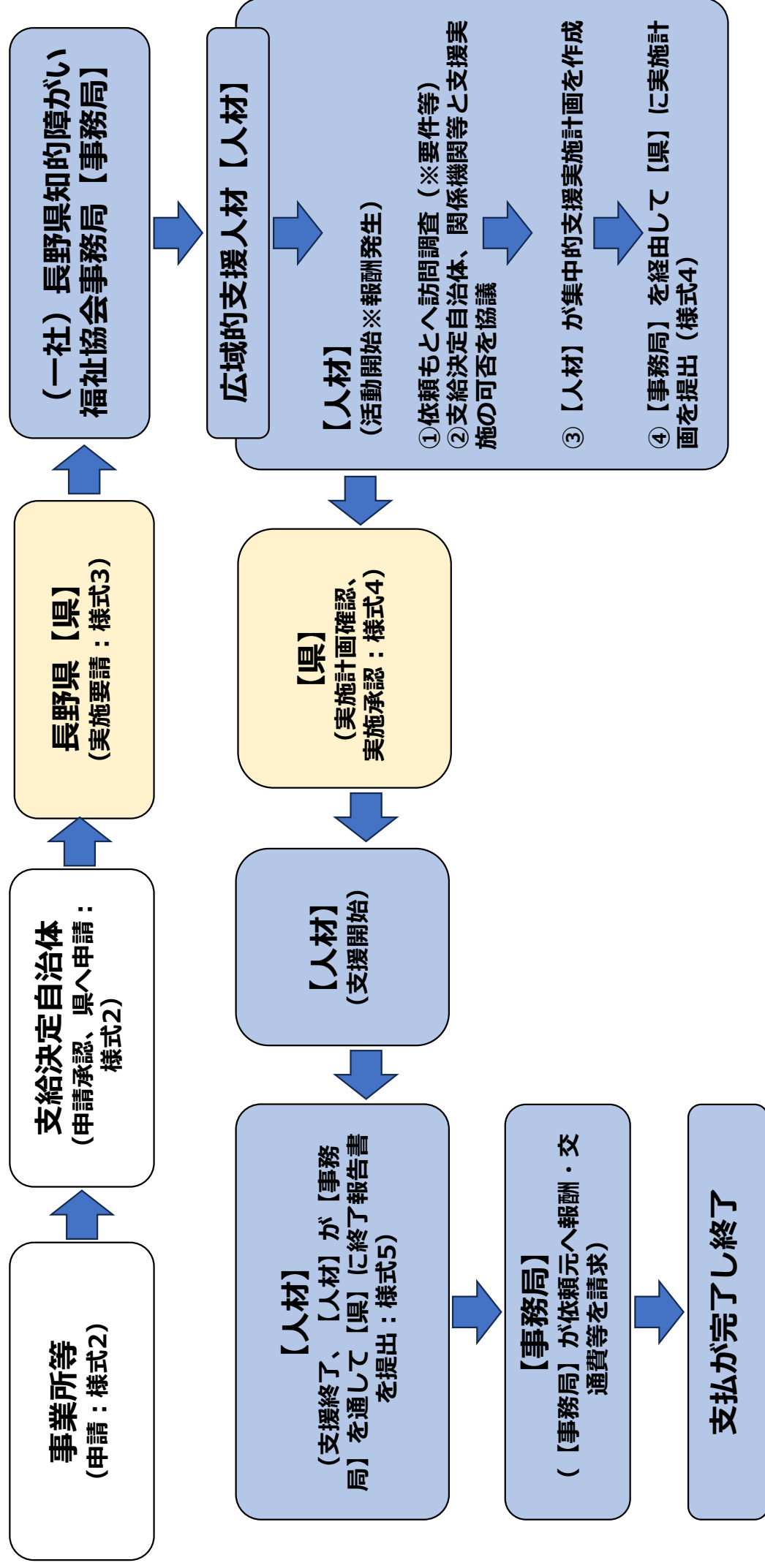
現在 比叡山延暦寺一山慈光院兼務住職、公益社団法人三宝院国際交流協会理事長、
北マリアナ連邦名誉大使、サイパン市名誉市民、元天台宗宗議会議長



比叡山延暦寺開祖である伝教大師最澄上のご願である人材育成を実践しようと活動を始め。特に青少年育成の一環として毎年 40 名から 50 名の小学生・中学生・高校生を北マリアナ連邦のサイパン島に戦没者の慰霊と文化交流を目的として派遣しており、昭和 53 年以降、40 年以上実施。

【主な著書】「大人が育てば、子も育つ」(二期出版)、「いつまでも愛」(二期出版)、
「中江藤樹に学ぶ一時代のこころ 人のこころ」(二期出版)、
「親が育てば、子も育つ」(徳間出版)

広域的支援人材における集中的支援の流れ



指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所 の長 様
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

長野県健康福祉部障がい者支援課長

強度行動障がい児者への集中的支援の試行的な実施について（通知）

平素から本県の障がい者施策の推進について、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、状態が悪化した強度行動障がい者を有する児者に対し、高度な専門性を有する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問し、適切なアセスメントと有効な支援方法の検討や環境調整を進めることを評価する「集中的支援加算」が創設されたところです。

一方、支援人材の養成は開始されたばかりで、その数も限られていること、また、事業所等のニーズについても把握できていないのが実状です。

今般、一般社団法人 長野県知的障がい福祉協会の協力を得て、支援のニーズや課題等を検証し、その後の施策を検討するため、「強度行動障がい児者集中的支援モデル事業」を下記及び別添のとおり試行することとしましたので、お知らせします。

記

1 事業内容

事業所等において対象サービスを利用する強度行動障がい者を有する児者（※ 1）であって、状態が悪化したことにより事業所等において現状の障害福祉サービス等の利用や日常生活を維持することが難しくなったと支給決定自治体が認めた児者を対象に、事業所等（※ 2）からの申請に基づき、広域的支援人材を派遣し、個々の障がい特性と生活環境をアセスメントし、個々の障がい特性に応じた支援や環境調整等を対象者が利用する事業者や御家族等と連携して集中的に行うことにより、対象者の状態の軽減を図るものです。

（※ 1）障がい児にあつては、強度行動障害判定表 20 点以上である児、障がい者にあつては、行動関連項目 10 点以上である者をいう。

（※ 2）県、長野市又は松本市が指定する指定障害福祉サービス事業所等であり、対象サービスは療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設とする。

2 試行期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年度末まで

3 利用に当たっての留意事項

- (1) 広域的支援人材、実施事業所等、支給決定自治体等の関係機関及び当該利用者の家族が一体となって緊密に連携して対応すること。
- (2) 主たる支援実践者は、実施事業所等の従業者であること。
- (3) 強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）において推奨する標準的支援を行うこと。
- (4) 支援を受けるチームに係わらない実施事業所等の管理者及び従業者、実施事業所の設置法人責任者が、コンサルテーション（助言援助等）を受けることにつき理解し、協力すること。
- (5) 実施事業所等の管理者は、従業者の資質の向上のために広域的支援人材等による研修機会を設けるとともに、支援提供体制の整備、支援状況の検証を行うこと。

4 申請方法等（詳細は別添実施要綱による。）

- (1) 事業所等が集中的支援実施申請書に必要な事項を記載し、支給決定自治体の担当課に提出する。
※ 強度行動障がいをもつ児者の個人情報等（アセスメントシートや事業所内動画等）を共有する必要がある場合は、実施事業所等が強度行動障がいをもつ児者及び保護者等の承諾を得てください。
- (2) 申請を受けた支給決定自治体は、集中的支援の必要性が認められると判断した場合には、県障がい者支援課長あて集中的支援の実施を依頼する。
- (3) 県は、広域的支援人材の派遣が適当と判断した場合には、集中的支援の実施要請を行う。

5 費用負担

事業所等は、広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の派遣に係る費用（報酬・交通費）について、別途定めるところにより負担するものとします。

※ 一般社団法人 知的障がい福祉協会ホームページをご確認ください。

<https://www.na-chifuku.net/kyoukou-syuutyuutekisien-shinnseisho-hiyou>

（問合せ先）

担 当	障がい者支援課 企画幹兼課長補佐 田中 管理係 和泉、木下
電 話	026-235-7103（直通）
ファクシミリ	026-234-2369
電子メール	fuku-kanri@pref.nagano.lg.jp

【参考】

① 集中的支援加算の概要（Ⅰ）【事業所訪問型】

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、県が選定する広域的支援人材が対象サービス事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として1,000単位/日（約1万円/日）を加える。なお、本加算を算定する事業所等は、広域的支援人材に対して加算額を踏まえた適切な額の費用を支払う。

② 本事業の対象者

障がい児にあっては、強度行動障害判定表20点以上である児、障がい者にあっては、行動関連項目10点以上である者

③ 対象サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設